

城南衛生管理組合監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年1月30日

城南衛生管理組合

監査委員 内座 元巳

監査委員 鷹野 雅生

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、城南衛生管理組合監査基準に準拠し実施した。

2 監査等の対象

- (1) 広報協働課
- (2) 令和7年度上半期

3 監査の実施日

令和7年12月25日

4 監査等の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、経済性、効率性、有効性が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

5 監査等の実施内容

この監査は、広報協働課における事務事業のうち、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

6 監査等の結果

(1) 令和7年度上半期広報協働課における財務に関する事務執行について

- ①請求書の宛名が、他所属名で発行されている事例が見受けられた。書類の正確性の確保に努められたい。
- ②完了報告書の記載が漏れている事例が見受けられた。適正な事務執行に努められたい。

(2) 備品管理状況

広報協働課が事業をしているスペースで、総務課が管理する備品が見受けられた。効率的な管理に努められたい。